

令和6年12月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和6年12月10日 午後2時50分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和6年12月10日 午後3時45分

3 委員氏名

(1)出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	松崎 富幸	吉村 和真
中野 修一	渡 俊次	船越 寛治	青谷 強
安部 勇児	薄 剛	渋田 安広	西崎 博文
吉村 博文	松尾 茂樹		

(2)欠席者

松田 正吉	魚谷千代子
-------	-------

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	長井 啓子
係	笹野項之輔
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 非農地証明交付申請の承認

議案第4号 利用権の設定（農用地利用集積計画の公告）

報告第1号 農地法施行規則第29条の規定による転用許可不要届出について

報告第2号 公共事業に伴う農地の一時使用届出書の受理について

報告第3号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後2時50分開会

○事務局長（ 君） 令和6年12月定例農業委員会の開会の前に、出席委員の確認をいたします。

本日、 委員と 委員から欠席の連絡を頂いており、本日の出席委員は18名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、 会長、よろしくお願いします。

.....

○議長（ 君） それでは、議事に入る前に、議事録署名人を 委員と 委員のお二人にお願いします。

.....

○議長（ 君） それでは、議事に入りたいと思います。

議案第1号農地法第3条の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案の説明に入ります。

農地法第3条の許可申請、申請番号12－30について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢61歳で、平日は保険代理店をしておられ、休日に農業をされている方です。農業従事年数は約10年と伺っております。農業経営状況としましては、日本芝の栽培を行っておられます。所有する農機具は、草刈り機、芝刈り機、動噴機、土穴開け機等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページを御覧ください。筵内の熊鶴橋の西側に位置する斜線部の1筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、日本芝の栽培を行っていくとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから事務局で受理しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。御意見等ありましたら挙手をもってお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、決議に入りたいと思います。挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○係（ 君） 申請番号 12—31 の審議の前に、 副会長が関係者になりますことから、退席をお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、議案の説明に入りたいと思います。

農地法第3条の許可申請、申請番号 12—31 について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢60歳で、古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は33年と伺っております。農業経営状況としましては、主に水稻の作付を行っておられます。所有する農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、ブームスプレイヤー管理機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページを御覧ください。新原にあるみどり苑の南側に位置する今在家の1筆と、議案書4ページ、青柳町にある平田団地の西側に位置する斜線部の1筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、水稻の作付を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから事務局で受理しております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見等ありましたら挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移ります。挙手にてお願いします。

〔賛成者挙手10／10名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

〔 委員 着席〕

.....

○議長（ 君） それでは、第5条の12—12の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号 12—12 について説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、自己用住宅として転用する内容になっております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の6ページを御覧ください。申請地は、薦野の大人橋の北

側に位置する斜線部の2筆になっております。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、他地目で分断されていることから、第2種農地として判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。7ページに現況図、8ページに計画平面図、9ページに断面図、10ページに構造図を記載しております。

8ページを御覧ください。計画では、自己用専用住宅として使用いたします。

次に、雨水排水について説明いたします。雨水排水は、宅内から北側の既存の側溝に排水し、新設の雨水枡を通して道路側溝に接続いたします。汚水排水は、宅内から北側の新設の公共汚水枡を通して市道の公共下水道に接続いたします。

次に切土・盛土について御説明いたします。9ページを御覧ください。申請地内において切土は行わず、盛土は最大で1.2m程度の計画となっております。隣地境界は、北側道路及び隣接の農地側には、2段積みのコンクリートブロックの擁壁を設け、西側と南側、東側はC P型枠の擁壁を設置し、土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。地元からは、令和6年11月23日付で無条件での承諾書の提出がっております。併せまして、区域委員の署名捺印を頂いていることから事務局で受理しております。

地元委員さんから補足等ありましたら、よろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

○議長（ 君） 補足説明はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、御意見等ありましたら。

○委員（ 君） 質問します。図面の中の右上の部分に四角いえぐったような形になっているところがあるんですけど、ここは何か今後利用される計画というか、そういったのってあるんですか。なぜこんな変な形になったのかなという疑問なんですけど。（「8ページやったですか」と呼ぶ者あり）8ページ。

○係（ 君） 7ページの2055—6なんですけれども、こちらが本来であれば購入したいという御希望だったんですけれども、地権者さんを見つけることができなくて、それで断念されて、こういう形で自己用住宅を建てる形になっております。

○委員（ 君） 地権者さんが分からない、持ち主不明ということなんですか。

○係（ 君） そうです。それで購入したいが、地権者さんを探し切れずに、自己用住宅を建てたいということだったので、そこでこのまま、こちらは購入せずに、そこだけが残るという形になっております。

○委員（ 君） それは市役所側でも分からないんですか、地権者が誰か。固定資産税とかもらいよるといふから、誰が所有者というの分かるんじゃないかな。

○係長（ 君） 税の関係は、確かに毎年、納税通知書を発送しているので、調べればもしかしたら分かるかもしれませんが、これは事業者さんで探していただいて契約に至るといふ案件だと思いますので、そこはちょっと相談を受けてないということです。

○委員（ 君） その相談をしていないということね。

○係長（ 君） そうですね。

○委員（ 君） 結局、農地としては、将来的に死に地みたいな形で。

○係長（ 君） そうですね、電気メーターの樹木とかがそれに生えていたので、放棄されているというところで、狭い土地で地目が田ですから、つくれないことはないかとは思いますが、今のところは多分、持ち主もいらっしゃらないので、そのままだと思います。

○委員（ 君） 管理は誰かされる方はもういないということですか。

○係長（ 君） 管理者がいれば、多分そこに行き当たっていると思いますので、もしかしたら来られているかもしれませんが、来られてる地権者からはちょっと行き当たらなかったということだと思います。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（ 君） それでは、ほかになれば。どうぞ。

○委員（ 君） 計画図を見させていただいて、先ほどの話では、主たる目的が専用住宅。よく見たらトラックとかダンプとか置けるような駐車場とか設備・資材置場。土木か建築か何かで使って。この専用住宅もよく見てみれば、一階事務所にも取れんでもないのかなという感じですけど、地元農家が承諾されていらっしゃるけいいんですけど。これはあれですか、土木か何か、これでも主たる目的は専用住宅なんですか。併せて土木も何がしかをされるとか、そんなのあるんですか。

○係（ 君） こちらの方は個人で設備事業をされてある方なんですけれども、申請としては自己用住宅で申請をするという形で申出がございまして、個人設備事業をされていることから、会社の車ですか、そういったものを2台程度駐車するという話は伺っております。

○議長（ 君） ほかに何か。私、発言していいですか。（「会長、どうぞ」と呼ぶ者あり）

こういうのは事業用じゃなくて、本当はこの人が事業しとるんだったとしたら事業用地せにやいけん。ほかの住宅が建つとるほかの場所に、駐車場とかなつとるようなところ。言うこと分かりますか。買えるは買えれると思うんだけど、専用住宅としてという状況でいいのかなという。そこが説明に、専用住宅と個人事業主で事業用に使われるというような説明があれば、今までのやつはほとんどなかったんじゃないかなというふうな気がするんですけど。

○係長（ 君） そこですね、一応、都市整備課ともやっぱり話題になったんですけども、あくまでこちらの申請としては専用住宅で、事業を自営業でされていますので、その来客者用の駐車場が必要だという立てつけになっています。当然自営業ですので、建物はない中でもちょっと資材を置くスペースが要るということで、見方によってはちょっと資材置場もついているんじゃないかという見方も角度としてはあるかと思いますが、あくまで申請としては専用住宅と駐車場ということで、都市整備課もそちらで受けるというか、すみません、指導要綱にかからない案件なんで、そういった認識で都市整備課も事業者と協議をしているというところでございます。

○議長（ 君） ということです。

○委員（ 君） ここは準都市計画区域なんですよ。筵内区域でいうと特定区域、県の、あれとは関係ない地域なんですよ。（「そうですね」と呼ぶ者あり）ですから、建物の制限が、要は筵内の特定だと住居と併用住宅の特定がありますが、ここは特に事業用とか専用とか準都市の中ですから、要は店舗とか併用とか、そういう規制はないですよ。

○係長（ 君） はい。準都市計画の中にも建てれる用途が決まっているんですけども、これはあくまで専用住宅ですので、住宅の中に含まれるということで、そちらには条件としては合っているかと思います。準都市の中で倉庫とか、特定用途制限区域の田園居住地区というところに当たりますので、それで認められた建築用途が一応許容されている。

○委員（ 君） そういう区域別があるんですね。

○係長（ 君） そうですね。

○委員（ 君） 僅かながら併用住宅という取り方はできんことはないですよ、ここ。

○係長（ 君） 併用住宅ではなく、専用住宅という届出ですので、中に事務所があるという認識ではないですよ。

○係（ 君） そうですね。自分の居住住宅というところで。

○係長（ 君） 恐らくデスクがあって、コピー機があってだとは思いますが、事務所という構えは、ちょっと申請としてはあっていないので、専用住宅プラス会社用の駐車場という扱い。

○委員（ 君） 指導要綱はそういう併用住宅のみということでかかって。

○係長（ 君） 戸建てでいうと3戸以上だったと思います。それじゃないとかからないので。

○委員（ 君） 面積要件は1,000㎡以上は。

○係長（ 君） 資材置場だと1,000㎡以上で、戸別住宅だと3戸以上だったと思います。

- 委員（ 君） 1,000 m²以上が、指導要綱案件ですよ。これかかっておるんですよ。
- 係長（ 君） いや、これはかかっていないです。
- 委員（ 君） かかっていない。
- 係長（ 君） 1,000 m²以上になりますけど、自己用住宅、今回、専用住宅の1戸ということで、そちらは1,000 m²以上でも除かれている。
- 委員（ 君） かかっていない。都市計画の中では、これは審議の対象となっていないと。
- 係長（ 君） そうですね、指導要綱にはかかっておりません。
- 委員（ 君） その辺がよう分からん。利用方法をよく見てもろとかないかとですね。自分の住宅だけならいいけど。
- 委員（ 君） 専用住宅でなかったら、指導要綱にかかるということですか、逆に言うと。（発言する者あり）
- 委員（ 君） すみません、遙か昔のですね、20年、30年前やったらかかってたんですけど、1,000 m²以上やったらかかるんですよ。もしくは1,000 m²未満でも、3戸以上やったら、昔かかってたんです。今かかるとるんですか、そしたら。
- 係長（ 君） 1,000 m²以上の区画形質を伴うものとか、資材置場の場合はかかるんですけど、1,000 m²以上でも、ただし書があって自己用住宅を除くとなっているんで、今回は自己用住宅だから、1,000 m²以上であろうとかからないという判断です。
- 委員（ 君） それは逆に言えば、自己用住宅やけん、かけたくないけん、自己用住宅にしましたと、申請してから、と取れんこともないたいね。ちょっとそんな言い方で申し訳ない。自己用住宅で出して、市の指導要綱かけんずく、するっと抜きたい。申し訳ない、悪く言えばですよ。
- 係長（ 君） そうですね、そこは抜け道にならないように、用途の判定はしっかりやっていきたいと考えています。（発言する者あり）
- 委員（ 君） 資材置場と書いてあるけ。（発言する者あり）
- 委員（ 君） 書かんならいいんですけど、誰も何も言わんばってん。書いとるならね。
- 委員（ 君） 資材置場つくりますと書いてある。
- 議長（ 君） よろしいですか。
- 委員（ 君） 用途の条件のことやから、農業委員会とはまた別ですね。違う要件農業のことやから。あと、建設課の建築確認と、要は都市整備課のほうの関連の建物建てる

条件としとるけん、そちらの法律の中でやっていただいたらいいと思います。

○議長（ 君） 基本的には農業委員会も知っとかないかんとでしようけどね、ここで審議するっちゃけん。素人には難しい。（発言する者あり）

よろしいですか。何かあれば質問してください。

○委員（ 君） すみません、農区のほうではどうい話合いがあったんですか。

○委員（ 君） 農区役員 6 人と行政のほうの区長とかも交えて話し合って、実際、現地もみんなで見、これやったら問題ないっちゃんないということで、話合いはしています、農区事務所で。

○議長（ 君） 変な言い方したら、地元はどうしても何の問題もないちゃ何の問題もないと思うんですけどね。ただ、それがいろんな条件に引っかかるか、引っかからんかというのが、農業委員会としては本当はきっちり知っとかないかんじゃないかなという気はしますけど。

○委員（ 君） これ上下水管って、ここは通っているんですか。

○議長（ 君） 通っていますね。

採決に移ってよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） よろしいなら、賛成の方は挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。取りあえず全員賛成。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第 3 号非農地証明交付申請の承認ということで、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第 3 号非農地証明交付申請の承認、申請番号 1 2 — 1 について御説明いたします。

議案書の 1 1 ページを御覧ください。申請地及び申請人は、記載のとおりとなっております。

次に、位置図の説明をいたします。1 2 ページを御覧ください。申請地は、筵内にある熊野神社の西側に位置する斜線部 2 筆となっております。1 3 ページには現況図をおつけしております。

次に、経緯の説明をいたします。申請地につきましては、登記地目が農地（田・畑）となっておりますが、明治 3 5 年以前から既にため池の堤体として利用されていたものになります。そのため、ため池の堤体以外の施設を管理している筵内農区自治組合へ寄附を行い、筵内農区自治組合においてため池を一体的に管理していきたいとの意向であると伺っております。

また、1 5 7 8 番に敷地の一部にお宮がございますけれども、こちらのお宮については、農地法及び都市計画法施行以前に建てられていたもので、現在は近隣の地域住民の方が管理されてお

ります。

今回、寄附に伴い、現地地元で建物所有者の調査をされており、所有者が確定しましたら建物の移設または分筆を行うことを検討されているというのを伺いしております。

次に、古賀市の非農地証明の交付基準の検討内容について説明いたします。

1 4 ページを御覧ください。記載の非農地証明交付基準ごとに、検討内容について御説明をさせていただきます。

1 番につきましては、住宅等の建物敷地として利用されているため、適としております。

2 番につきましては、住宅等の進入道路としての利用はありませんので、検討外としております。

3 番につきましては、市街化区域内農地ではないので、検討外としております。

4 番につきましては、農地法第 5 1 条、違反転用処分及び農業委員会からの指導を受けていないため、検討外としております。

5 番につきましては、農業振興地域内の農用地区域ではないため、適としております。

6 番につきましては、農業生産力の高い改良事業の対象農地ではないため、適としております。

7 番につきましては、農業施設等の補助対象農地ではないため、適としております。

8 番につきましては、集団性のある優良農地内でないため、適としております。

9 番につきましては、自然災害による被災土地ではないため、検討外としております。

1 0 番につきましては、おおむね 2 0 年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難なため、適としております。

1 1 番につきましては、他法令との調整の見込みがあるため、適としております。

1 2 番につきましては、今回の寄附までの流れが、筵内農区の今後のため池の一体的維持管理につながるなど、農業委員会で特に必要と認められるものであると判断されることから、適としております。

以上、地元農区長及び農業委員からの聞き取りを踏まえ、古賀市の非農地証明交付基準を満たすものであると判断されることから、事務局で受理したものです。

事務局からの説明は以上になります。地元委員さんから補足等がありましたら、よろしくお願いいたします。

○委員（ 君） 筵内区域の です。ただいま事務局より説明がありましたとおり、この土地につきましては、遠い昔の戦前前よりため池だった土地ですということを聞いております。そして土地内のお堂を現地確認しましたが、お堂があります。この所有者を地元で今調査しており、分かりましたら移転していく方向で検討を進めております。

以上です。

○議長（ 君） 説明全て終わりました。御意見等ありましたら。

○委員（ 君） 非農地証明、そういう手法なんですけど、これは登記上の表は、農地の名義が今、田と畑になっていますけど、これを変えたいというきのために、非農地証明を農業委員会が出して、登記替えを農地から変えるという手法なんですけど、市のほうの台帳のほうもため池というようなことになっておりました。当然ながらため池のほうに、実際の現場のほうもため池の条件であります。それになるのが本来と思います。

ただ、あるのはお堂ですね。お堂のことが、区内のやはり皆さんで祭ってある方があってしょうから、これは所有者というの代々代わっておると思いますけど、どちらかというと私的には分筆されて建物として残るのが一番いいんじゃないかなろうかというような気持ちでございます。基本的にはため池ののり面の下の部分でございますんで、この辺はため池外としても問題ないんじゃないかなろうかと思いで、やはり建物建った宅地としての分筆されて、宅地としてその部分は登記されるのが一番いいんじゃないかなろうかという思いでございます。

以上でございます。

○委員（ 君） さらに農区に伝えております。

○委員（ 君） お願いいたします。

○議長（ 君） ほかに何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決を採ります。挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

.....

○議長（ 君） 報告に移りますが、5、6、7続けてでも構わないなら5、6、7続けてを……、まだ4番、失礼しました。

議案第4号利用権の設定ということで、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第4号の説明に入ります前に、すみません、議案の訂正とおわびのほうをさせていただければと思います。今回の訂正をお願いさせていただきたい件数は、全部で2件でございます。

まず、すみません、30ページお願いいたします。申請番号12—150でございます。渡人の住所でございますが、「古賀市筵内1509—1」ではなく、ごめんなさい、正しくは、「古賀市筵内1509—3」、最後「3」でございました。すみません。

次が、33ページでございます。申請番号12—155でございます。面積でございまして、「1,239m²」ではなくて、正しくは「1,583m²」でございました。

すみません、これらの訂正箇所は、議案発送後のチェックで判明したものでございまして、度重なる訂正となり大変申し訳ございませんでした。

それでは、改めて、議案第４号についての御説明に入らせていただきます。１５ページを御覧ください。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第５条第１項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めることができるとなっておりますことから、今回、議案を上程させていただきました。

今回、新規で２５件、更新で４４件の申出がっております。また、新規２５件のうち６件は、後の報告３号に記載がございますが、契約期間内に解約をし、再度、契約を行っているものでございまして、実質的な内容としましては更新となります。

議案の説明としましては、通常の更新、実質的には更新の内容となる案件を除いた、新規のみの案件を御説明させていただきたいと思います。

また、■■■■副会長、■■■■委員が関係者になりますことから、ここで一時退席のほうをよろしくお願いします。

〔■■■■副会長、■■■■委員 退席〕

○係（■■■■君） それでは、議案第４号の御説明を続けます。

まずは１５ページ、申請番号１２―１２３、新原にございます３筆、合計面積１,８７２㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和１６年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号１２―１２４、今在家にございます２筆、合計面積２,８７５㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和１０年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、ページ１６ページ、申請番号１２―１２５、久保にございます８筆、合計面積５,０５８㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和１０年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、次の申請番号１２―１２６は、解約されての更新となっておりますので、説明のほうを省略させていただきます。

続きまして、申請番号１２―１２７、久保にございます５筆、合計面積３,８０９㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和１０年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、次の申請番号１２―１２８及び１２―１２９につきましても、一度解約をされての更新となっておりますので、説明のほうを省略させていただきます。

続きまして、申請番号１２―１３０、青柳にございます２筆、合計面積３,１７８㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和１２年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号１２―１３１、筵内にございます２筆、合計面積２,８２８㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和１０年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号１２―１３２、今在家、川原、青柳町にございます合計５筆、合計面積１万１,１１３㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和１７年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号１２―１３３、米多比にございます１筆、面積１,５３５㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和１６年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号１２―１３４、米多比にございます１筆、面積１,９３７㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和１７年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号１２―１３５、米多比にございます１筆、面積８４３㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和１７年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号１２―１３６、米多比にございます４筆、合計面積６,６７９㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和１７年１２月末までの貸借りとなっております。

次の申請番号１２―１３７は、一度解約されての更新となっておりますので、説明のほうを省略させていただきます。

続きまして、申請番号１２―１３８、薦野、米多比にございます４筆、合計面積６,６２１㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和１６年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号１２―１３９、米多比にございます１筆、面積９６５㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１５日から令和１０年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号１２―１４０、庄にございます１筆、面積１,６２４㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和１６年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号１２―１４１、薦野にございます１筆、面積１,９７０㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和６年１２月１１日から令和９年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号１２―１４２、筵内にございます２筆、合計面積１,９３０㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和２１年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号１２―１４３、筵内にございます６筆、合計面積３,１３７㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和２１年１２月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号１２―１４４、筵内、久保にございます１０筆、合計面積５,６７０㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和７年１月１日から令和２１年１２月末までの貸借りとなっております。

次からの申請番号１２―１４５から１２―１４７は、一度解約されての更新となりますので、説明のほうは省略させていただきます。

また、申請番号１２―１４８以降は、通常の更新となりますので、議案の説明としましては以上となります。

最後に、新規の利用権設定につきましては、区域委員並びに近隣の区域委員の署名捺印を頂いておりますことから、事務局にて受理いたしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。御意見等ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移ります。挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手９／９名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

〔 副会長、 委員 着席〕

○委員（ 君） 一点、ちょっと質問、確認なんですけど、よろしいですか。今説明があった分の、契約開始期間から終了期間が１０年ものとかありますよね。先月の定例会のときに、今度４月１日から中間管理機構の整理に移りますよという話が出ましたけど、４月１日時点でこれをやめて、再度やり直さないかんということになるんですかね。

○係（ 君） 利用権設定の件でございますけど、おっしゃるとおり、来年の３月３１までが、いわゆる利用権設定ができる期間ですよと言っているんですけども、そこまでに結んでしまった利用権というのは、終わりまでは存続します。なので、一回切らなきゃいけないとかいう

ことはないので、長めに結ばれている方が多いのかなという印象は受けています。一応 3 月 31 日までに結べばと言っているんですけど、もちろん農業委員会にかける関係もございますので、3 月の 10 日には農業委員会がうちでいう最終便になるので、事務局、我々への利用権の申請の提出最終期限は 2 月 25 日が最後になる予定であります。

○議長（ 君） よろしいですか。

午後 3 時 45 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員